

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」
の一部改正等に関する意見募集結果について

令和6年3月4日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和5年12月27日（水）から令和6年1月25日（木）まで、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部改正等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、40件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和5年12月27日（水）から令和6年1月25日（木）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見40件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線41-262）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部改正について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無償運送や無登録有償運送は、旅館や施設等が顧客を輸送することで、本業の顧客満足度を向上させる場合にのみ許されるべきであって、それ以外はいかなる場合においても許可されるべきではないと考える。 ・「～車両借料等を新たに追加」とあるが、「等」とは具体的には何か。（3件） ・燃料費は利用者から頂いているものの、運転者の自己負担が発生している。また、各個人の保険でカバーしているため、事故の際は、運転者の負担が大きくなる。改正内容は大変重要であり、持続可能な運営に繋がる一助となると考えます。（3件） ・ボランティアの取組にあたって、利用料からガソリン代等の実費に加え、ボランティア保険、車両借料の支出を追加していただきたい。 ・通訳案内士としてガイド業務を行っております。今後のインバウンド旅行客が増えると想定して、今回の一部改正案について賛成いたします。（12件） ・互助活動・ボランティア活動による運送は徐々に広がりを見せており、現状では生活支援サービスに付随する形での運送が数多く立ち上がってきています。今回の一部改正が互助活動・ボランティア活動による運送が更に促進されるような内容となることを強く期待しております。（3件） ・観光ガイドの自家用車運行に関して使用して良いのか答えを頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客自動車運送事業を経営しようと/orする場合には、道路運送法上の許可等が必要ですが、無償運送の場合は、本来自由に行われるべきものと考えております。 ・レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険（免責補償制度（CDW）及び休業補償（NOC）や無償運送行為を行うボランティア団体等へ提供されている保険を想定しています。 ・本改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 ・本改正において追加いたします。 ・本改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 ・本改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 ・本改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 ・本改正において、範囲を示す予定です。

<ul style="list-style-type: none"> ・今般の一部改正の通達によって、許可又は登録を要しない運送が拡大解釈されないよう、配慮頂くとともに、違法行為を行う者については、厳しく取締りして頂き、白バス・白タク行為が拡大することのないようにして頂きたい。（3件） ・気軽な外出手段を失った住民（特に高齢者など）は、生活意欲の低下、孤立、フレイルの進行、病気の悪化などに繋がり、社会から取り残されていきます。この通達は、そういった地域の切実な実情をしっかり踏まえた上で、住民同士の互助送迎を後押しする目的を持った、住民目線の通達であることを大前提として公表頂くようお願いします。 ・無料ボランティアの活動をしているが、少額でも金銭的報酬を認めて貰いたい。 ・実費に保険料や車両借料が追加されることに歓迎。また、生活支援サービスと一体的に行われる移動支援についても、実費の収受が可能となるのはありがたい。 ・宿泊施設や通訳案内士が行う運送は、実費であっても認めるべきではない。 ・実費の算出は、平均値・中央値に近い数字で定額を認めてほしい。 ・公共交通のインフラ整備が先決。それが難しい場合はのみ、自治体へ登録した個人に営業許可を与えるものでなければ、安心して利用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・白バス・白タク対策については、引き続き警察と連携して取り組んで参ります。 ・頂いたご意見については、参考にさせて頂きます。 ・少額であっても、運送の報酬として対価を收受することは道路運送法上の許可又は登録が必要です。なお、ガソリン代等の実費を收受することは可能となっております。また、謝礼については、許可又は登録の対象外です。 ・本改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 ・どのような方が行う運送であったとしても、実費の収受については可能であると考えます。頂いたご意見については、参考にさせて頂きます。 ・ガソリン代の算出方法については、本改正案で示す予定です。 ・今回お示しするものは、許可又は登録を要しない運送の範囲を明確にするものです。個人に対して営業許可を与えるものではありません。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ドアツードアを超える一連の移動介助を必要とする高齢者が増えている。買い物や通院受診において、移動支援を含んだ自費サービス提供が必要である。 施設等の利用に伴う運送に係る実費の収受について、本来のサービス利用者以外の人について乗せるということか。 団体の年会費も実費として認めてほしい。 宿泊施設のバス等の送迎が近くの駅などの公共交通の起点と宿泊施設間に加えて、観光施設への送迎が可能となるのではないかと危惧している。 許可又は登録を要しない態様に係る制度・事業モデルパンフレットは理解しやすい内容なので、改訂版を期待している。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見ありがとうございます。今後、参考にさせていただきます。 本来のサービス利用者以外の利用者についても考え方は同様です。 年会費の考え方については、示す予定です。 有償で旅客を運送する場合には、道路運送法上の許可又は登録が必要ですが、無償運送の場合は、本来自由に行われるべきものと考えております。 ご意見ありがとうございます。今後、参考にさせていただきます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 第78条第2号の例外規定に「全国通訳案内士による観光案内を行う場合」を追加して頂きたい。 ガイドは旅行会社から仕事を頂くことがほとんどだと思いますが、現状、バスガイド代をすべて請求できていないのに、実費を請求できるとお考えでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見ありがとうございます。今後、参考にさせていただきます。 ご意見ありがとうございます。今後、参考にさせていただきます。